

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払い、手形支払いの場合は割引料を当社が負担します。支払サイトを基本60日以内に設定し、迅速かつ適切な支払いを行います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインに従い、秘密保持契約の締結や知的財産権の取引を公正に行います。また、取引上の立場を利用して一方的なノウハウ開示や無償譲渡を求める方針を取ります。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

これらの項目に基づき、「振興基準」の遵守を徹底し、取引先との健全なパートナーシップ構築に努めます。

3. その他

取引先満足度の調査、事業活動からの利益やコストダウンの成果配分を公平に行い、約束手形を可能な限り現金払いや電子記録債権への移行に取り組むことを表明します。

この宣言を通じて、当社の持続可能な発展と社会への貢献を目指します。

令和6年4月15日

株式会社海光商事
企業名

代表取締役社長 高山 祥春
役職・氏名（代表権を有する者）